

中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループ（第5回）議事要旨

日時：令和7年3月5日（水）15：00～18：00

場所：中央合同庁舎第3号館11階特別会議室

- 「契約段階における実効性確保」及び「労務費・賃金の支払いに係る実効性確保」について、それぞれこれまでの議論を踏まえて、事務局から以下の8つの論点を提示し、各委員にご議論いただいた。

契約段階における実効性確保

- ・ 契約時に取り決めた労務費と完工時まで実際に必要となった労務費・賃金が異なった場合の取扱いについて
- ・ 受発注者合意の下での安価な見積もりの取扱いについて
- ・ 労務費その他の必要経費を内訳明示した見積書の作成の普及・促進について
- ・ 「雇用に伴う必要経費」について、労務費の基準の公表とあわせて、参考値を具体的な数値として示すことについて

労務費・賃金の支払いに係る実効性確保

- ・ 賃金の確認における建設業者団体等による自主的な取組について
- ・ コミットメント制度のあり方について
- ・ 賃金の確認における発注者の責務について
- ・ 労務費・賃金の具体的な確認手法について

- 提示したそれぞれの論点について、委員からは主に以下のような意見があった。

契約段階における実効性確保

- ・ 請負契約の原則は維持しつつも、実際の取引では、契約時から設計図書の変更・詳細化が発生することが多く、そうした場合に適切に請負金額が変更されるように運用される必要がある。
- ・ 現状の商取引において、得意先に対し安値で契約するような事例はあると思われるが、そういった場合であっても、請負契約の中で、標準労務費は確実に支払うという考え方が必要となる。
- ・ 標準見積書について、早めにイメージを示し、発注者も含めた場で、具体的な議論ができるようにしてほしい。
- ・ 「雇用に伴う必要経費」が労務費とあわせて確保されるようにするためには、労務費に対する割合を参考として示していくことが必要。
- ・ 契約段階における確認等について、「発注者・元請間」と「元請・下請間」の関係性の違いを踏まえて制度を検討すべき。

労務費・賃金の支払いに係る実効性確保

- ・賃金の支払い確認について、既存の業界団体では対応に限界があることを前提に、団体が関わることの是非や確認の仕方について、引き続き議論すべき。
- ・コミットメント制度については、建設業法等による元請責任の現状に鑑みると、発注者の求めに応じて元請が二次以降の賃金の行き渡りを確認する責任を課せられ、不足分の負担まで押し付けられる可能性もあるので、導入には慎重な検討が必要である。
- ・コミットメントについては、個人情報の取扱いに留意して検討を進めるとともに、実際に現場で使えるものになるのか、元請等特定の者に過度の負担が生じないかといった観点での検討も必要。
- ・賃金の支払い確認への注文者の責務について、少なくともすべての民間発注者に一律に確認の責務を負わせることは困難。
- ・賃金の支払い確認については、賃金台帳だけではなく、就業規則についても確認することが必要。

○ 次回ワーキンググループについては、3月26日に公共工事に特化した実効性確保策について議論を行うことを確認するとともに、委員からの意見を踏まえ、特に労務費・賃金の支払いに係る実効性確保について、継続して議論することを確認した。

以上